審査基準

1 審査項目

項目	基準	配点
技能		
常歩脚側行進	審査犬を指導者の脚側に停座させた状態 から通常の速度で脚側についた状態による 行進ができているか。	1 0
速歩脚側行進	審査犬を指導者の脚側に停座させた状態 から速足歩行で脚側についた状態による行 進ができているか。	1 0
遠隔による立止 (待て)	審査犬を待たせた状態で指導者が移動し、 立止の姿勢を維持できているか。	1 0
遠隔による伏臥 (伏せ)	「伏せ」の号令により遠隔指示を行い姿 勢を維持できているか。	1 0
遠隔による立止 (立て)	「立て」の号令により遠隔指示を行い姿 勢を維持できているか。	1 0
遠隔による停座 (座れ)	「座れ」の号令により遠隔指示を行い姿勢を維持できているか。	1 0
錬成度		
犬の錬成度・意欲	常に集中力を保ち、指導者の指示に忠実 に従い意欲的な動作をしているか。 評価区分 「優」30点 「良」25点 「可」20点 「否」 0点	3 0
健康状態		
外見、仕草の確認	皮膚発疹等健康に異常が認められないか。 骨格がしっかりしており、歩様が良好で、 股関節・肘関節に異常がないか。 年齢に応じた発育状況等であるか。 (体格、毛並み、元気、歩き方、落ち着き等)	1 0

2 採点

- (1) 各審査員は項目合計を100点満点とし採点する。
- (2) 技能、健康状況の項目は減点方式で採点する。なお、減点は、各審査員の審査基準による。
- (3) 錬成度は、技能審査時の錬成度・意欲を審査し、「優」、「良」、「可」、「否」の評価区分に応じて配点する。
- 3 選定(合格)基準
- (1) 審査員5名の合計点数400点以上、かつ、各審査員の点数70点以上を合格とする。
- (2) 合格した犬の中から、合計点数が高い犬を購入する警察犬として選定する。
- (3) 同点の場合は、直轄警察犬購入契約に係る提案競技審査委員会委員長が決定する。
- 4 技能審查実施要領

別紙のとおり